

# 大規模事業所におけるCO<sub>2</sub>削減の推進

対象事業者 : 一定量以上のCO<sub>2</sub>を排出する大規模事業所

(省エネ法の第1種, 第2種の対象範囲を基本に検討)

計画期間 : 5年間程度

## 制度フロー



